府中町大規模小売店舗立地法運用事務処理要綱

（目的）

第１条　この要綱は、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）の運用に関し、必要な事務手続について定め、法の円滑な運用を図ることを目的とする。

（用語）

第２条　この要綱において使用する用語は、法、大規模小売店舗立地法施行令（平成10年政令第327号）及び大規模小売店舗立地法施行規則（平成11年通商産業省令第62号。以下「規則」という。）において使用する用語の例による。

（事前相談の要請）

第３条　町長は、法第５条第１項、第６条第２項及び附則第５条第１項（同条第３項の規定により準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による届出をする者（以下「届出者」という。）に対して、必要に応じて事前に出店（変更）計画概要書（以下「計画概要書」という。）を提出させ、協議を求めるものとする。

２　計画概要書の提出部数は、９部とする。

３　計画概要書の様式等は、別に定める。

（新設等の届出）

第４条　次の各号に掲げる届出又は通知に係る書類若しくは添付すべき書類の提出部数は、原則として正本１部及び副本20部とする。

(1) 法第５条第１項の規定による届出

(2) 法第５条第２項（第６条第３項、第８条第８項及び第９条第５項において準用する場合を含む。）の規定による添付すべき書類（以下「添付書類」という。）

(3) 法第６条第２項の規定による届出

(4) 法第８条第７項の規定による届出

(5) 法第８条第７項の規定による通知

(6) 法第９条第４項の規定による届出

(7) 法附則第５条第１項及び同条第３項の規定による届出

２　町長は、前項第１号及び第３号から第７号までの届出又は通知に係る書類を提出する者に対し、指針に基づき配慮する事項を記載した書類の提供を求めるものとし、提出部数は、前項の規定による部数とする。

３　次の規定による届出に係る書類の提出部数は、原則として正本１部及び副本２部とする。

(1) 法第６条第１項の規定による届出

(2) 法第６条第５項の規定による届出

(3) 法第11条第３項の規定による届出

４　町長は、法第５条第１項、第６条第１項、第６条第２項、第６条第５項、第11条第３項及び附則第５条第１項の届出があったときは、必要に応じ、府中町商工会その他関連すると認められる団体に、届出に係る書類、添付書類及び指針に基づき配慮する事項を記載した書類（以下「届出書等」という。）の副本を送付することができる。

５　町長は、当該大規模小売店舗の所在地の敷地境界から１キロメートルの範囲内に広島市の区域を含む場合は、広島市長に届出書等の副本を送付するものとする。

（届出等の公告）

第５条　法第５条第３項（第６条第３項、第８条第８項及び第９条第５項において準用する場合を含む。以下同じ。）、第６条第６項、第８条第３項、第８条第６項、第９条第３項の規定による公告は、府中町公告式規則（昭和36年12月14日規則第11号）の規定により行うものとする。

（届出書等の縦覧）

第６条　法第５条第３項、第８条第３項及び第６項の規定による縦覧は、町民生活部自治振興課及びそ

の他町長が適当と認める場所で行うものとする。
２　町長は、届出書等その他町長に提出された書類を縦覧に供するものとする。

（軽微な変更）
第７条　町長は、法第６条第４項ただし書の規定による軽微な変更（以下「軽微変更」という。）として第６条第２項及び附則第５条第１項に規定する届出をする者に対して、事前に別記様式第１号による軽微変更適用申出書の提出を求めるものとする。
２　町長は、前項の申出書を提出する者に対して、当該申出書に届出が軽微変更であることを証する資料を添付するよう求めるものとする。
３　町長は、第１項の規定による申出があったときは、申出があった日から１月以内に、別記様式第２号により、軽微変更の事由に該当すると認める、又は認めない旨を、申出書を提出した者に通知するものとする。
４　町長は、前項の規定により軽微変更と認めた変更に係る届出を受けたとき、軽微変更として取り扱うとともに、第１項の申出書及び第２項の添付資料を、当該届出書等と併せて縦覧に供するものとする。

（説明会の開催回数）
第８条　法第７条第１項の規定による説明会（以下「説明会」という。）を開催する者（以下「説明会開催者」という。）は、住民等が参加しやすいよう配慮した日時及び会場で、説明会を開催するものとする。
２　町長は、規則第11条第１項ただし書の規定により説明会を複数回開催する必要があると認めるときは、別記様式第３号により、説明会開催者に対して説明会の回数を指定するものとする。
３　町長は、説明会開催者に対して、説明会の公告を行う前に、別記様式第４号による説明会開催計画書の提出を求めるものとする。

（説明会を掲示により代えることができる場合）
第９条　町長は、規則第11条第２項の規定により説明会を掲示により代えることができる変更として第６条第２項及び附則第５条第１項の規定による届出（軽微変更として町長が認めた届出を除く。）をする者に対して、事前に別記様式第５号による説明会を掲示に代える申出書の提出を求めるものとする。
２　町長は、前項の申出書を提出する者に対して、当該申出書に届出が周辺の地域の生活環境に与える影響がほとんどない変更であることを証する資料を添付するよう求めるものとする。
３　町長は、第１項の規定による申出書の提出があった場合は、申出があった日から１月以内に、別記様式第６号により、説明会を掲示により代えることができる変更に該当すると認める、又は認めない旨を、申出書を提出した者に通知するものとする。
４　規則第11条第２項の規定による届出等の要旨の掲示は、当該届出に係る公告の日から４月を経過した日まで行うものとする。
５　町長は、第３項の規定により説明会を掲示に代えることができる変更と認めた届出を受けたとき、第１項の申出書及び第２項の資料を、当該届出書等と併せて縦覧に供するものとする。

（説明会の公告方法）
第10条　法第７条第２項の規定による説明会の開催の公告は、次のいずれかの方法により行うものとする。
(1)　当該大規模小売店舗の敷地境界から半径１キロメートル以内で購読される時事に関する事項を掲載する当該区域内のおおむね半数以上の世帯で購読されている１紙又は複数紙の主要な日刊新聞紙（以下「主要な日刊新聞紙」という。）に、当該説明会の開催案内を掲載すること。
(2)　主要な日刊新聞紙に、当該説明会の開催案内のちらしを折り込むこと。

（説明会を開催することができないと認める場合）
第11条　町長は、説明会開催者から、その責めに帰することができない事由により、既に公告した説明会を開催することができない旨の申出があった場合には、別記様式第７号による説明会開催不能申出書の提出を求めるものとする。

２　町長は、必要に応じて、説明会開催者に対して、前項の申出書に当該説明会を開催することができないことを証する書面を添付するよう求めるものとする。
３　町長は、第１項の規定による申出書の提出があった場合は、当該申出の内容が規則第13条第１項に規定する事由に該当すると認める、又は認めない旨を、別記様式第８号により、説明会開催者に通知するものとする。
４　町長は、前項の規定により説明会を開催することができないと認めた場合は、法第７条第４項の周知について、前条の規定に準じて行うよう求めるものとする。

（説明会実施状況報告書の提出）
第12条　町長は、説明会が開催された場合（規則第11条第２項の規定による掲示及び法第７条第４項の規定による周知を行った場合を含む。）は、説明会開催者に対して、説明会開催後14日以内に別記様式第９号による説明会実施状況報告書の提出を求めるものとする。
２　町長は、説明会開催者に対して、前項の報告書に法第７条第２項の規定による公告の実施状況を証する書面及び当該説明会において出席者に配布した資料、第９条第４項の規定による掲示における掲示物及び掲示の状況を示す写真等又は第７条第４項の規定による周知の内容を記載した資料を添付するよう求めるものとする。
３　町長は、前２項の報告書及び資料を、必要に応じて閲覧に供することができるものとする。

（意見書の提出）
第13条　法第８条第２項の規定により町長に意見を述べようとする者は、別記様式第10号による意見書を、町民生活部自治振興課に持参又は郵送により提出するものとする。
２　町長は、前項の規定による意見書の提出があった場合は、その写しを当該意見に係る届出をした者に送付するものとする。
３　町長は、前項の規定により写しを送付する場合において、明らかに個人情報の保護又は公序良俗に反すると認められるもの等については、その全部又は一部を除いて送付するものとする。
４　町長は、法第８条第２項の規定により述べられた意見のうち、明らかに個人情報の保護又は公序良俗に反すると認められるもの等については、その全部又は一部について同条第３項の規定による公告及び縦覧を行わないことができる。

（町の意見）
第14条　町長は、法第８条第４項の規定により意見を述べる場合又は意見を有しない旨の通知をする場合は、それぞれ別記様式第11号又は別記様式第12号により、当該届出をした者に通知するものとする。

（町の意見に対する添付書類事項等のみの変更）
第15条　町長は、法第８条第４項の規定による意見を述べた場合で、規則第４条各号に掲げる事項のみを変更する者に対して、別記様式第１３号による添付書類変更通知書に変更前及び変更後の資料を添付し、提出するよう求めるものとする。
２　前項に規定する通知は、法第８条第７項の通知とみなす。

（町の意見に対する変更しない旨の通知）
第16条　法第８条第７項に規定する当該届出を変更しない旨の通知は、前条第１項の通知書を提出する場合を除き、別記様式第14号により行うものとする。
２　町長は、前項の通知を行おうとする者に対し、届出の変更を行わなくとも当該大規模小売店舗の周辺の生活環境に著しい悪影響を及ぼす事態を回避することができることを証する資料を添付するよう求めるものとする。

（町の勧告）
第17条　町長は、法第９条第１項の規定による勧告（以下「勧告」という。）を行う場合又は行わない場合は、それぞれ別記様式第15号又は別記様式第16号により、その旨を届出者に通知するものとする。

（町の勧告に対する添付書類事項等のみの変更）

第18条　町長は、勧告を行った場合で、規則第４条各号に掲げる事項のみを変更する者に対して、別記様式第17号による添付書類変更通知書に変更前及び変更後の添付書類を添付し、提出するよう求めるものとする。
２　前項の添付書類変更通知書及び提出資料は、原則として正本１部及び副本20部とする。
３　第１項の通知は、法第９条第４項に規定する届出とみなす。

（町の勧告に対する変更の届出）
第19条　町長は、勧告を受けた者に対して、勧告を行った日から２月以内に法第９条第４項の届出（前条に規定する通知を含む。以下同じ。）を行うよう求めるものとする。
２　町長は、前項の届出の内容が、勧告を適正に反映していると認められる場合には、別記様式第18号により当該届出をした者にその旨を通知するものとする。

（公表）
第20条　町長は、法第９条第４項の届出が前条第１項に規定する期限内に行われない場合は、当該勧告に従う意思がないものとみなし、法第９条第７項の規定による公表（以下「公表」という。）を行うことを検討するものとする。
２　町長は、公表を行おうとするときは、あらかじめ当該届出を行った者にその旨を通知し、原則として書面により意見の聴取を行うものとする。ただし、当該勧告に係る届出をした者が正当な理由がなく意見の聴取に応じないとき又は所在が不明で通知ができないときは、この限りでない。
３　町長は、公表を行うか否かを決定する場合は、前項の聴取の結果を考慮して行うものとする。
４　町長は、公表を行う場合は、別記様式第19号により、当該勧告に係る届出をした者に対して、あらかじめその旨を通知するものとする。

（公表の方法等）
第21条　公表は、第５条に規定する届出書等の公告の例により行うほか、報道機関等への資料提供その他町長が必要と認める方法により行うものとする。
２　公表する事項は、次の各号に掲げる事項とし、別記様式第20号により行うものとする。
(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
(2) 大規模小売店舗を設置する者
(3) 公表の根拠及び理由
(4) 勧告の内容
(5) これまでの経緯
(6) その他町長が必要と認める事項
３　町長は、公表後に当該勧告に係る届出をした者が法第９条第４項の届出を行い、その内容が勧告を適正に反映していると認められる場合、報道機関等への資料配布その他町長が適当と認める方法により、変更の届出が行われた旨を公表するものとする。

（届出の取下げ）
第22条　町長は、法第５条第１項、第６条第２項及び附則第５条第１項の届出を受理した大規模小売店舗について、法に基づく手続が終了する前に新設又は変更を取り止める場合、当該届出をした者に対して、別記様式第21号による届出取下書の提出を求めるものとする。

（報告）
第23条　町長は、法第14条の規定により大規模小売店舗を設置するものに対して報告を求める場合において、必要と認めるときは、期限を付すものとする。
２　町長は、法第５条第１項、第６条第２項及び附則第５条第１項の規定による届出をした者が、当該大規模小売店舗の新設又は変更を行った場合は、速やかに新設した日又は変更した日について、別記様式第22号による大規模小売店舗の新設（変更）報告書の提出を求めるものとする。

（実態調査）
第24条　町長は、必要に応じ、届出をした者に対して、当該大規模小売店舗の所在地において実態調査を

行うことができる。

（その他）
第25条　この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附　則
この告示は、平成30年４月１日から施行する。
附　則
この告示は、平成31年４月１日から施行する。